

# 農中総研 調査と情報

## 2016.5 (第54号)

### ■ 視 点 ■

- 東日本大震災 「人間の復興」につながる支援を  
—深刻化する高齢被災者の孤立— ..... 行友 弥 ..... 2

### ■ レポート ■

#### ● 農林水産業 ●

- 減少が続く酪農経営 ..... 平田郁人 ..... 4

#### ● 農漁協・森組 ●

- JA 間連携による野菜の広域産地化  
—めむろごぼうの取組み— ..... 尾高恵美 ..... 6

- 生協のダイバーシティ・マネジメント  
—大阪いずみ市民生協の取組み— ..... 古江晋也 ..... 8

- 総合事業を活用した貯金商品  
—長野県における農業応援定期「マルシェ」— ..... 佐藤彩生 ..... 10

- 天草漁協の組織文化  
—旧天草町漁協の規範— ..... 田口さつき ..... 12

- 浜を支える漁協女性部活動  
—第 53 回岩手県下漁協女性部郡別研修会に参加して— ..... 亀岡鉦平 ..... 14

#### ● 経済・金融 ●

- 中国の第 13 次 5 年計画の内容と数値目標 ..... 王 雷軒 ..... 16

### ■ 寄 稿 ■

- 協同組合の祖・大原幽学に学ぶ  
—農家存続に向けていま考えてみたい論点—  
千葉農村地域文化研究所 飯塚里恵子 ..... 18

### ■ 最近の調査研究から ■

- 当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー ..... 20

### ■ あぜみち ■

- 循環型林業に貢献できるように  
株式会社サイプレス・スナダヤ 代表取締役 砂田和之 ..... 22

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 東日本大震災 「人間の復興」につながる支援を ——深刻化する高齢被災者の孤立——

特任研究員 行友 弥

## 「人並みの暮らし」に戻ったはずが

東日本大震災の被災者が暮らす宮城県石巻市の復興住宅(災害公営住宅)で昨年10月5日、一人暮らしの60歳代の男性が死亡しているのが見つかった。地元紙「河北新報」によると、同市内の復興住宅で孤独死は2例目という。今年3月4日付「毎日新聞」は、復興住宅での孤独死が岩手・宮城・福島3県で2月までに16人あったと報じている。窮屈な仮設住宅を出て、やっと「人並みの暮らし」を取り戻したはずの被災者が、誰にもみとられぬまま亡くなっていく悲劇。真の復興とは何かが、そこに問われている。

## 「ここは刑務所と同じだ」

「ここは刑務所と同じだ。仮設住宅の方が良かった」。震災復興をテーマとしたテレビ番組で、ある高齢の被災者がつぶやいた。もちろん、プレハブ造りの応急仮設住宅の方が住み心地は悪い。狭いだけでなく、冬は寒く、夏は暑く、カビも発生しやすい。壁が薄く物音は隣人に筒抜けである。しかし、そんな環境が被災者の孤立をかるうじて防いできた面もある。仮設ごとに自治会が結成され、十分とは言えないまでもコミュニティが形成されていた。

鉄筋コンクリートの集合住宅では、それが難しい。都会人には近所付き合いなど煩わしいだけかも知れないが、地縁・血縁の濃い農山漁村に住んでいた人々は、プライバシーの守られた空間が刑務所のように感じられる。農漁業などの生業を失い、子や孫と離れて暮らす高齢者なら孤独感はなおさらだ。

## 大幅に遅れる復興住宅の整備

復興庁によると、今年2月末時点における復興住宅の整備状況は、岩手県が計画5,771戸に対し47.6%、宮城県が1万5,924戸の54.4%、福島県が7,878戸(原発事故避難者向けを含む)の43.4%であり、2015年度までに整備を終えるはずだった当初の目標から大幅に遅れている。

遅れは用地買収の難航や復興需要による人件費・資材費の高騰などが背景だが、単純に建設を急げばいいという問題ではない。入居者の見回り(安否確認)活動や住民自治組織の結成などソフト面の取組みがなければ、孤独死や自殺などの問題が深刻化しかねない。

## 被災者ニーズと計画がかい離

復興住宅の整備計画自体が被災者のニーズとかい離し始めた面もある。避難が長引くなか、被災者が自力で住宅を再建したり、民間賃貸住宅に入居したりする動きが盛んになってきたからだ。十分な入居者が見込めないとして整備計画を縮小したり、被災者でない人の入居を認めたりする自治体も出てきた。

福島県では、復興住宅の入居資格を原発事故による長期避難者に限定した。ところが、帰還困難区域などの住民には東京電力からの賠償金で住宅を再建する人も多い。このため復興住宅の応募倍率が低迷し、初回の募集では応募者ゼロになるケースも生じている。

一方、早期に避難指示が解除された地域の住民は長期避難者ではないため、復興住宅に入れられないというミスマッチが生じている。避難指示が解かれて一定期間を経ると賠償金が打ち切られ、仮設住宅からも退去を求められるため、経済的に苦境に陥る被災者が出てく

ることも予想される。

### 仮設住宅で進む「限界集落化」

もう一つの問題は仮設住宅の「限界集落化」だ。復興住宅への転出や住宅再建が本格化するのと裏腹に、応急仮設に残る人々の境遇は悪化している。

各県が今年3月末時点でまとめた応急仮設住宅の入居率は、岩手県が供給戸数(撤去済みを除く)1万3,095戸の57.1%、宮城県が2万1,559戸の48.9%、福島県が1万5,758戸の59.2%。既に4～5割が空室である。

市町村別の入居率は宮城県岩沼市が2.3%、岩手県田野畑村が2.7%、福島県西郷村が4.2%など、1割を切るところも出てきている。

これらは避難解消を目前にした「瞬間風速」を表しているだけかも知れないが、入居者が大幅に減った仮設住宅では自治会が解散するなどし、住民同士の支え合いが難しくなっているのは事実である。一部の自治体では仮設住宅の再編(集約)が始まっているが、そこでもまたコミュニティの解体が進む。

### 延長を重ね、建物の劣化も進む

仮設に残留する人々は高齢で経済的に余裕がなく、頼れる縁故者もいないような社会的弱者が多いと推測される。困窮や孤立を防ぐため、買い物などの生活サポートや精神面のケアなど、きめ細かな支援が欠かせない。

ちなみに応急仮設住宅の供用期間は原則2年間だが、延長を重ねてきた。各県のホームページなどによると、岩手県は陸前高田市など7市町村で、宮城県は石巻市など12市町村で、福島県は全県一律に、6年または来年3月末まで繰り延べられている。

仮設から出るあてのない被災者の事情を考えれば当然の措置ではあるが、既に耐用年数を過ぎ、カビや腐食など劣化の著しい物件も

多い。放置すれば入居者の住環境は更に悪化し、健康への影響も懸念される。

### 若者による「いるだけ支援」が効果

こうしたなか、福島大学災害ボランティアセンターが取り組む新たな被災者支援の手法が注目される。学生ボランティアが自ら仮設住宅に住み、被災者と心を通わせて孤独死や自殺を防ぐ試みである。

同センターのホームページによると、仮設住宅の「過疎化」と高齢化が進むなか、若者や子どもの声が聞こえなくなることに寂しさや心細さを訴える入居者は多い。そこで、異例の「いるだけ支援」に乗り出した。

浪江町民が入居する福島市飯坂町の仮設住宅には、昨年9月から学生2人が2、3か月交代で住み込み、食事会や音楽会などを開いて入居者と交流している。当面は来年3月までの予定だが、その後も必要に応じて継続するという。

学生らとともに被災者支援に当たる鈴木典夫・福島大教授は「入居者同士の会話が増え、仮設住宅が活性化した。こういう雰囲気があるとコミュニティーはいい方向に展開する」と、支援の効果を語っている(15年10月1日「福島民報」ウェブ版より)。

### ハード整備だけでは救えない

このような取組みは復興住宅の入居者や避難指示が解除された地域への帰還者にも求められよう。熊本地震でも4月19日時点で10万人近い人々が避難している。住宅や復興拠点などハード整備を進めても「仏作って魂入れず」に終わっては意味がない。コミュニティの再生と被災者一人一人の「人間の復興」につながるような支援の在り方を考える必要がある。

(ゆきとも わたる)

## 減少が続く酪農経営

専任研究員 平田郁人

2014年度後半に発生したバター不足を端緒とし、生乳の供給力を維持・強化するための議論が政府・与党で続けられている。15年7月には自民党の農林水産戦略調査会・農林部会合同会議で酪農家の所得向上に向けた「今後の生乳流通・取引体制等のあり方について」をとりまとめ、これを踏まえ、農林水産省は「生乳取引のあり方等検討会」を立ち上げて、10月に入札制度の導入を含む制度改革案を打ち出した。一方、規制改革会議の農業ワーキング・グループがこの3月末に、現行の「指定生乳生産者団体制度」の廃止等について提言した。これらの議論は生乳等の流通やそれに伴う制度改革が中心であるが、生乳の供給力が不安定化しているのは酪農家戸数減少とその質的变化が主因であると考えられる。

### 1 戦後急拡大した酪農生産

牛乳・乳製品は、国民の食生活上の重要なたん白質供給源として酪農振興法(1954年施行)に基づき生産振興が図られ、66年度からは加工原料乳への不足払い開始(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)、79年度からの計画生産の開始など、立法措置を含む安定供給のための諸施策が講じられた。その結果、55年には100万トン程度であった生乳生産量は、96年度(ピーク時)には866万トンと8倍強にまで増加した。酪農家戸数は63年(ピーク時)から一貫して減少したが、規模拡大により供給力は増大した(第1図)。

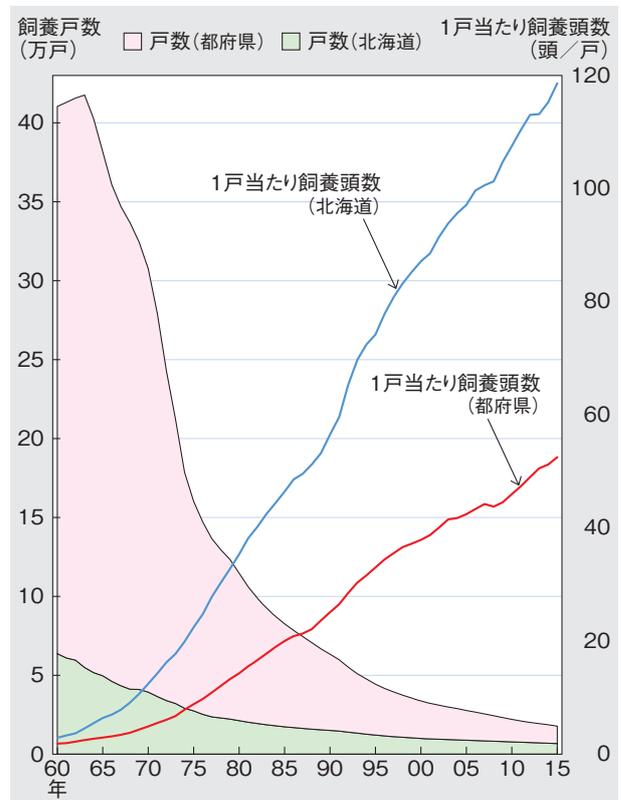
### 2 生乳需給構造の変化と国内生産の減少

生乳需給は90年代後半以降、他飲料との競

合、バブル崩壊後の景気の低迷、さらにはリーマンショックによる経済の混乱などに加えて、ウルグアイラウンド合意(94年)による乳製品輸入増もあり、生乳生産量は733万トン(14年度)まで減少した。この間、生産過剰傾向にあった生乳需給の構造は変化し、02年度に生乳需給がタイトになったことから、翌03年度に増産型の計画生産が打ち出された。

その後も生乳需給は過剰・不足を繰り返し、計画生産も微妙なかじ取りが求められたが、全体としては酪農は既に恒常的な過剰生産体質ではなくなっていた。しかし、需要の低迷や

第1図 北海道・都府県別の酪農家戸数と1戸当たり飼養頭数の推移



資料 農林水産省「畜産統計」  
 (注) 1975年以前の都府県のデータは、全国から北海道を控除して当研究所が計算。

量販店の価格交渉力の強さなどから乳価が引き上げられることはなく、生乳価格が引き上げられたのは30年ぶりとなる08年度であった。それでも十分な上げ幅ではなかったため、酪農家の収益性は十分には回復せず(第2図)、この間も酪農家戸数は減少し続けた。

### 3 固定資産の規模が大きい酪農経営

酪農は、毎日搾乳などを行う必要があり労働の周年拘束性が強いことから、その大宗が大規模な専業である。北海道の経営規模は都府県の2倍強であり、なかにはメガファームと呼ばれる年間1千トン以上の生乳を出荷する酪農経営体も存在しており、都府県の酪農の経営規模もEUに比肩し得る水準に達している。また、資本装備も大きく、酪農家の14年の農業固定資産額(除く土地)は、北海道で62.8百万円/戸、都府県で24.0(同)と、全国の肉用牛肥育11.6(同)や稲作経営2.2(同)と比べかなり大きくなっている。しかし、急速に規模拡大をしてきたことから借入金も多くなっており、北海道の酪農家で農業固定資産額の6割強、都府県で同3割強の負債がある。

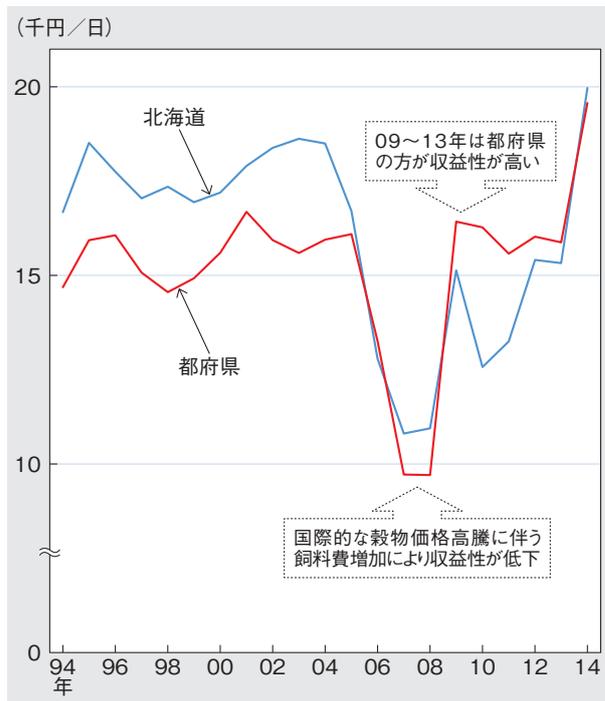
### 4 止まらない酪農家戸数の減少

この1年間、酪農の生産現場を数回にわたり訪問したが、その際「従来のような経営不振に陥り経営を中止するのではなく、経営が安定している酪農家が後継者不足等で廃業するケースが増えている」との話を度々聞いた。背景としては以下のとおりである。

①少子高齢化等が進展するなか、親の仕事を当然に承継するという「家業」に対する酪農家子弟の認識が薄らぎ、酪農も職業の選択肢の一つとなった。

②飼料穀物高騰による大幅な収益悪化を経験し、将来の経営に不安をおぼえる一方で、今後の規模拡大に必要な粗飼料調達先・ふん尿

### 第2図 酪農家の1日当たり所得の推移



資料 農林水産省「畜産物生産費統計 牛乳生産費」

還元先の確保や、労働需給が締まるなかでの雇用労働者の募集等の経営課題の克服が厳しくなっている。

③相当額に上る負債額も、酪農経営を継承しようとする後継者・新規参入者にとって障害の一つとなっている。

### 5 多様な経営体の必要性

酪農では、その経営特性や需要の増加から専業経営を指向し投資も規模拡大のため多額となっている。しかし、規模拡大等の努力は生産性の向上に寄与した一方で、生産構造の多様性低下により酪農の持続可能性や環境変化への適応力が低下している。目下、担い手不足などにより生産基盤の弱体化が大きな課題となっており、生乳の供給力維持・強化に向け系統・行政一体となり取り組んでいるが、酪農の現状を踏まえると、家族経営と大規模経営体が共存できるような施策が望まれる。

(ひらた いくひと)

# JA間連携による野菜の広域産地化

## —めむろごぼうの取組み—

主任研究員 尾高恵美

ここでは、JAめむろを中心とした4JAの連携によるごぼうの広域産地化について報告する。

JAめむろは、北海道十勝地域にある芽室町を管内としている。芽室町は畑作や野菜作を中心に農業が大変盛んで、2013年における農業産出額は230億円であり、636戸の農家が生産を担っている。1戸当たり農業産出額は3,622万円となり、都府県の販売農家1戸当たり農業産出額の7倍に相当する。

### 1 4JAが連携して広域産地化

JAめむろ管内におけるごぼうの産地化は、1980年に17戸の生産者が生産し販売を始めたのが最初である。当初はそれぞれの生産者が選別と箱詰め作業を行っていたが、85年にJAめむろが選別機を導入し、共同選別と共同販売を開始した。

現在は、JAめむろが中心となり、近隣の3JAも参加して、施設を共同利用し、共同販売を行っている。生産者数は計80戸で、このうちJAめむろの組合員が最も多く73戸、JA帯広かわにしが3戸、JA十勝清水町が2戸、JA中札内村が2戸となっている。栽培面積は合わせて152haになり、北海道内で最大のごぼう産地となっている。

### 2 予冷・選別施設を共同利用

4JAが共同利用している施設は、JAめむ

ろの予冷施設と選別施設である。

ごぼうの収穫は、2回に分けて行っている。1回目は8月末から11月中旬にかけてであり、予冷施設で貯蔵しながら2月下旬まで出荷している。一部は土中で越冬させて雪解けを待って4～5月に掘り取り出荷している。

選別施設では、太さと長さにより11の統一規格に基づいて共同選別して出荷している。共同選別を行っているが、トレーサビリティに対応して、出荷段ボールごとに生産者を識別できるようになっている。

ごぼう栽培は、麦類など他の畑作物に比べて収益性はよかったが、収穫作業に人手が多くかかり、作付規模の拡大が難しかった。JAが選別機を導入したことにより、生産者の選別作業は省力化されて、その分、収穫作業に充てられる時間が増えた。この結果、ごぼうを栽培する生産者数の増加と1戸当たりの規模拡大が進んで作付面積は増え、出荷量は86年の120トンから、14年には4JA合わせて2,530トンへと、28年間で21倍に拡大した。

### 3 広域産地で地域ブランド化

販売面でも、JAめむろが4JA分をとりまとめて共同で行っている。生食用に加えて、大型規格を中心にサラダなどの加工用にも出荷している。

JAめむろでは、マーケティングの一環として、11年に「めむろごぼう(第5409064号)」の

地域団体商標登録<sup>(注)</sup>を受けた。地域団体商標とは、地域の名称(例：めむろ)と、商品やサービスの名称(例：ごぼう)を組み合わせた商標である。JA等の地域に根ざした団体が、その構成員による使用を目的に、登録を受けることができる。

商標の対象は、「北海道河西郡芽室町及びその近隣地域で生産され、JAめむろにおいて選別出荷されるごぼう」としており、広域産地としてブランド力の向上を図っている。

#### 4 職員が連携してルールを徹底

販売代金の精算にあたっては、早出し、普通出し、年明け、の3つの出荷期間別に、規格ごとに、加入JAに関係なくすべての出荷者で平均して単価を計算している。3つの期間の設定は、生育状況をみながら、生産者組織とJAが協議して決めている。

JAめむろでは、受入規格や期間等の取扱要領を定めて、他のJAの生産者とも統一を図っている。とくに早出し出荷については、計画的に販売するために、希望する生産者の出荷計画をあらかじめ集計している。4JAの担当者同士が連絡を取り合い、出荷計画の集計、ルールの徹底や品質の高位平準化に努めている。

#### 5 JA間連携で生産者の選択肢を増やす

以上のようなJAめむろが核となったJA間連

(注)地域団体商標登録により、商標権を侵害する恐れのある第三者の使用を差し止めたり、損害賠償を請求することができる。模倣品等によるブランドイメージの低下を防ぐ効果が期待されている。特許庁ウェブサイトによれば、16年3月末時点で592件が登録されており、野菜では66の地域団体商標が登録されている。



めむろごぼうのパッケージ

携による広域産地化の取組みは、次のような効果を生み出している。

JAめむろの組合員にとっては、他JAの生産者の出荷を受け入れて施設の利用量が増えることにより、単位当たりの利用料負担が軽減されている。また、輪作作物のため、作付面積は年により多少変動するが、他JAの生産者が参加したことにより、安定的に出荷できるようになり、市場からの信頼の向上につながっている。

一方、近隣JAの組合員にとっては、加入するJAで産地化していない場合にも、JAめむろの施設や販売機能を利用することにより、収益性が高いごぼうを経営に組み込むことが可能となっている。生産者の経営の選択肢が広がることもJA間連携のメリットといえよう。

(おだか めぐみ)

# 生協のダイバーシティ・マネジメント

## —大阪いずみ市民生協の取組み—

主事研究員 古江晋也

### 1 特例子会社と農業生産法人の設立

大阪府堺市に本部を置く大阪いずみ市民生活協同組合(2015年3月末・組合員数48万人、総事業高770億円)は10年、特例子会社ハートコープいずみ(以下「ハートコープ」、写真1)と農業生産法人いずみエコロジーファーム(以下「ファーム」)を設立した。2社を設立した理由は循環型社会をめざした「食品・リサイクループ」の確立にある。ここでいう食品・リサイクループとは、生協から出た食品残渣を原料に堆肥製造をハートコープで行い、製造した堆肥をファームの野菜栽培に活用し、収穫された野菜を生協で販売するという一連の循環をさす。

設立当初のファームは生協からの出向職員で運営されていたが、その後は障がい者雇用のさらなる促進をめざすとともに、就労継続支援A型事業所「ハートランド事業部」をファーム内に開設(12年)。循環型社会の実現の一翼を担うとともに、障がい者への雇用機会

の提供と、一般就労支援という役割も担うことになった。15年からは、生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業実施事業者の認定を受け、就労訓練(中間的就労)にも取り組んでいる。

### 2 黒字化している2社

子会社を設立するに当たり、生協の担当者は「黒字になる」ことを前提にビジネスモデルの構築に取り組んだ。ファームは食品・リサイクループというコンセプトのもとで運営されるため、生協という安定した販売先を確保することができる。現在、同社は大阪府南部の和泉市善正町<sup>ぜんしょうちょう</sup>でベビーリーフ、トマトや小松菜(写真2)など軟弱野菜を中心に生産しているが、その生産方針は「つくりたいものをつくる」のではなく、生協の仕入れ担当者と相談し、「売れるもの」「付加価値の高いもの」「品質のよいもの」をつくることにある。

一方、ハートコープでは、堆肥製造だけでは利益を確保することができないため、たま



写真1 ハートコープいずみは循環型社会をめざし、堆肥製造や総合的なリサイクル事業を営んでいる



写真2 いずみエコロジーファームで栽培された小松菜は、収穫後生協で販売される

ごパックのリサイクル、段ボールやチラシの回収など、総合的なリサイクル事業で経営が成り立つように工夫した。このように綿密な事業計画を事前に策定していたことにより、ハートコープは設立当初から、ファームは14年度から黒字化するようになった。

### 3 ハートコープいずみ

ハートコープの本社は、大阪いずみ市民生協テクノステージ物流センター内にある(社員は16年3月・職員数47人)。現場は体力もいるし、堆肥のにおいが気になることもある。社長の古賀直子氏は設立当初、「社員が業務を敬遠するのではないかと心配していたが、毎日笑顔で出勤する社員の姿を見て胸をなでおろしたという。

同社では安全面の強化を図るため、職員に「ヒヤリ」としたこと、「ハット」したことをメモに書いてもらい、その事例を事務所の壁面に掲示したり、朝礼で紹介することになっている。一方、現場では写真などを用いて作業手順や注意事項を伝える「目で見る管理」によって事故やけがの未然防止に努めている。

障がいのある社員も半期に一度、上司と相談して作業目標を設定することになっている。ハートコープあゆみ野営業所所長の宮田かほる氏は「社員が目標をクリアできた時の笑顔を見るのが最もうれしい」と話す。

### 4 いずみエコロジーファーム

ファームでは16年3月現在、30人の社員が働いている。社員のなかには、かつての職場でミスをするとうるさい叱責に合い、社会に踏み出すことをためらうようになり、職場内で孤立感を強めていたという人もいる。神崎裕也社長は、「まずは彼らに応じた就労場所や形態を検討し、居場所を確保してあげるこ



写真3 新鮮な小松菜は一つひとつ丁寧に袋詰め作業が行われる

とが重要である」と強調する。

創業7年目を迎えたファームでは、ホワイトボードに作業内容を記載すると、各社員はその内容どおりに持ち場に赴いて作業を行う態勢がすでに整っている。なお、障がいがある社員はエンジンの付いた機械と農薬の取扱い以外、すべての業務を適性に応じて実施する(新入社員はマンツーマンで指導)。圃場で収穫された新鮮な野菜は、テクノステージ物流センターに搬送され、一つひとつ丁寧に袋詰め作業が行われる(写真3)。

大阪いずみ市民生協常務理事の本多敬氏が、「就労継続支援A型事業所ハートランド事業部や就労訓練で働く力を付けたら、ハートコープや生協で働いてほしい」と話すように、同生協の就労支援は「育成型の人材確保」をめざしていることも大きな特徴である。また、生協では体調を崩した職員の職場復帰支援としてファームを活用していることも特筆される。

ハートコープとファームの事例は「特例子会社の黒字化」「循環型社会の実現」というテーマに加え、昨今、クローズアップされてきている「働きづらさ」や「居場所の確保」といった社会的課題を、事業という観点から真摯に向き合った取組みとして大いに注目される。

(ふるえ しんや)

# 総合事業を活用した貯金商品

## —長野県における農業応援定期「マルシェ」—

研究員 佐藤彩生

### 1 大ヒット商品「マルシェ」

長野県JAバンクの大ヒット商品、農業応援定期「マルシェ」の第2弾(第1図)が、2016年4月1日から取扱い開始となった。初年度の15年度には、約3か月という短期間で募集総額200億円、契約者数2万5千人に達した。長野県の総人口がおよそ200万人であることから、100人に1人以上が「マルシェ」の契約者となるほどの好評ぶりである。長野県信連が旗振り役となって進めた、県を挙げての地産地消に資する定期貯金の取組みを紹介する。

第1図 第2弾「マルシェ」



JA農産物直売所クーポン券付き定期貯金「marché(マルシェ)」は、通常の店頭表示金利のほかに、契約金額10万円につき、県内のJA農産物直売所やAコープで利用可能な500円分のクーポン券が贈呈される1年定期貯金である(契約金額は1人につき10万円以上100万円以下)。長野県信連と長野県の全20JAが取り扱い、15年度は県内の直売所33店舗、Aコープ28店舗が利用対象となった。

中心的なコンセプトは、直売所等でのクーポン券利用をきっかけに、県内産農畜産物の消費を増やし、農業者の所得向上につなげることである。ほかに、女性の利用者拡大、地産地消や金融資産の県内循環による地域活性化への貢献を掲げている。長野県信連、JA、直売所、Aコープと全県を巻き込んだの大掛かりな事業間連携を伴った金融商品はこれまでにない。

### 2 歯車が噛み合いついに実現へ

JAの総合事業を生かした、地域活性化に貢献する金融商品というアイデアを、長野県信連は長く温めてきた。そこへ14年7月に県内の直売所がネットワーク協議会を作ったことで歯車が噛み合い、実現に向けて大きく前進した。

同協議会は、JA長野中央会がとりまとめている県内直売所の集まりであり、産直の日など共同で直売所PRのイベントを開催している。

同協議会を通すことで、33店舗の直売所の協力を得ることができた。

また、県内では管内に利用可能店舗がないJAもあったが、どのJAも県内産農産物の消費拡大を目的とする「マルシェ」に協力したいという思いは同じであった。こうして、実現に向けての足並みがそろっていった。

### 3 抜群のチームプレイと細やかな工夫

「マルシェ」には単に新しい貯金商品の導入という難しさだけでなく、信用と経済が大々的にタッグを組むという面の難しさもあった。そのため長野県信連では、JAの信用事業部門、直売所、Aコープのスタッフが、それぞれどのような事務を行うのか、お互いにわかるマニュアルを作るといった工夫を行った。これにより、「マルシェ」の販売やクーポン券のレジ処理など、事業間のチームプレイがうまくいき、事務上のミスは1件も発生しなかった。

販売が始まってからは、新聞やネット広告、TVのCM、利用対象店舗でのポスター、チラシ、のぼり旗の設置、職員がつける缶バッジの作成など、あらゆる宣伝を行った。管内に大型の直売所があるJAでは、職員が直売所に定期的に足を運んで、来店者に「マルシェ」の案内を行った。

さらに、契約者には100%活用してもらいたいという思いから、クーポン券を送付する際に、野菜の旬がわかる表を同封した。また、クーポン券の利用期間の終了が近づいた時期に、それを知らせるチラシを地元紙に折り込んで配布した。チラシには期限を知らせる内容だけでなく、県内の4つのエリア別に内容を変え、直売所の店長の声なども盛り込んだ。

これも、契約者に必ずクーポン券を使ってもらい、地産地消につなげる工夫である。

### 4 新しい利用者の獲得と届いた感謝の声

「マルシェ」をきっかけにJAで新たに口座を開いた人は、契約者全体の1割に上る。直売所等でのPR活動を積極的に行ったJAでは、新しい利用者の獲得につながったところが多い。

カラフルなデザインを広告に採用したことが功を奏し、新規契約者のうち、7割近くは女性であった。また、40歳代までの若年の契約者が5割強となった。こうして、契約者にとって嬉しい商品となっただけでなく、JAにとっても、女性や若い世代の新しい利用者の獲得につながる結果となった。

「農業所得の向上」という思いは農業者にも届き、JAの機関誌の読者欄には「いい商品を企画してくれて感謝している」「消費者が県産農産物に目を向けるきっかけとなっている」というメッセージが農業者から寄せられた。

### 5 「マルシェ」第2弾スタート

16年4月から取扱いが始まった第2弾「マルシェ」では、前回よりも利用可能店舗を17店舗増やした。開始時期を早め、クーポン券の利用可能期間を長くすることで、春が旬の農産物も買えるようになり、さらに利用しやすくなった。取扱い初日には契約額が4億円に達するほど、幸先のいいスタートを切っている。前回は2万5千人に達した地産地消サポーターは、今後もますます増えることだろう。

(さとう さき)

# 天草漁協の組織文化

## —旧天草町漁協の規範—

主任研究員 田口さつき

### 1 合併前から続く行動

天草漁協(熊本県)は、2005年4月1日に5つの漁協が合併して設立した組合である。その支所の1つである天草町支所では、合併前から続く職員の行動がある。

それは、水揚げ計量時の復唱である。職員は2人が1組となり、1人は計量を、1人は伝票に記入を行う。このときに、計量した人が魚種と数量を声に出していい、記入する人も復唱して伝票に書き込む。

この復唱を義務づけることにより、計量ミス、記入ミスが防げる。そして、漁業者が苦勞して水揚げした魚を大切に扱うことを職員が身に付けるきっかけになる。支所の壁には「毎日の安全衛生の心得」が貼られ、職員に注意を喚起している。

### 2 天草町支所の歴史

このように天草町支所に緊張感が漂っているのは、同支所の歴史と無縁ではない。

天草町支所の前身は、1965(昭和40)年に3

つの漁協が合併して誕生した旧天草町漁協である。同漁協の設立当初は赤字組合であり、組合員からの信頼も薄かったという。経営を立て直すことが急務であり、組合長は組合員に全事業の利用を訴え、職員にも信用・共済事業の利用を勧め、組合員の目線に立って働くことを呼び掛けた。

しかし、組合長のリーダーシップだけが突出していたわけではない。「組合長は組合員のことに関心を持つ、参事は職員のことに関心を持つ」と役割分担していた。

このような一丸となった経営立て直しに加え、水揚量も拡大していたことから、68年度に繰越欠損金が解消した。

しかし、その後も足腰の強い組合を目指し、職員には、事業推進はもちろん、経費節約も徹底させた。電話では、話は簡潔に通話時間を短くすること、5枚以上のコピーをとるときは輪転機使用を習慣づけた。

### 3 組合員のために

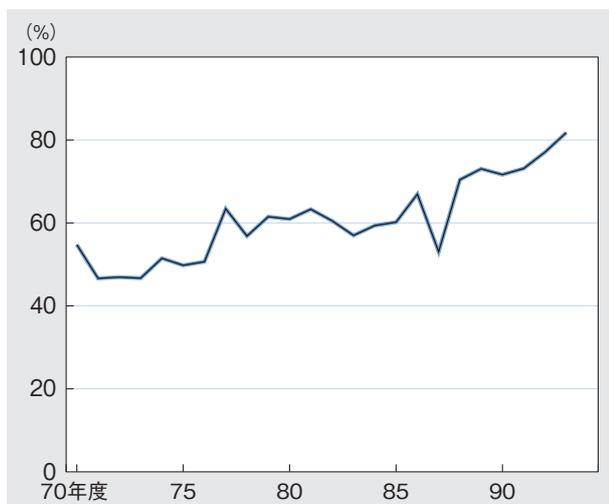
このような役職員の頑張りや、少しずつ組合員にも伝わっていった。水揚高に対する共同出荷分の比率も70年代には50%前後だったものが、徐々に上昇し、90年代には70%を上回って推移した(第1図)。

ただ、組合員と職員は決して馴れ合うという関係ではなかった。67年に入組した森口哲雄氏(現天草漁協理事)は、若手職員だった時に組合員から「水産業協同組合法の精神がわかっているか」と問い詰められたことがあった



天草町支所の壁に貼られた安全衛生の心得

## 第1図 旧天草町漁協の共販率



資料 天草漁協(天草町支所)旧天草町漁協「創立30年記念誌」  
(注) 共販率(%)=共同出荷額÷水揚高総額×100

という。このような体験が組合員と真剣に向き合う基礎となっていった。

時には職員が組合員に厳しいことをいうこともあった。旧天草町漁協では、組合員の購買未収金の動向に気を配り、注意を喚起していた。また、貸出を行う際に申込者に「人様のお金をおたくに貸す」と、組合員から預かったお金を貸すことを説明し、返済の重要性をわかってもらうよう心掛けたそうである。このような職員の心配りは、漁家の経営の安定を願ってのものだった。

自らを律するため、職員による不祥事の予防についても80年代から取り組んだ。その方法の1つは、前触れなくある職員に朝8時に職場離脱を命じ、その間にその職員が伝票の未処理などしてなかったか調べるというものだ。調査担当者に対しては、ありのままに報告するように指示が出されていた。このような予防に取り組んだのは、年2回の監査では職員の不祥事を見抜くのは難しく、普段からアンテナを張り巡らすことが大切との考えからだ。

漁家の女性の職場確保のために91年に開始



定置網の漁業者と話す森口理事(右)

した加工事業では、健全経営を目指し、原価計算を徹底した。

当時の参事であった森口氏は「(売上げなどの)数字を作るのは大切だ。しかし、数字を作る過程での職員の働きをみることを忘れてはならない」という考えで全事業に当たったそうである。

## 4 天草漁協の組織文化に

旧天草町漁協の規範は今も天草町支所に息づいている。そして天草漁協の組織文化の基礎の1つとなっている。

誕生してから昨年で10年を迎えた天草漁協のたどった道は決して平坦なものではなかった。燃油や養殖用餌料などの価格上昇、水揚量の減少、魚価の低迷と、漁家経営にとって非常に厳しい状況が続いた。組合においても購買未収金の削減、店舗体制の見直しなど、体質強化のための努力が続いた。

その一方で、組合員と役職員が協力して鮮魚のブランド化、鮮度保持技術の高度化など漁家の所得向上に向けた取組みも進めてきた。天草漁協は、逆境のなかにあっても、あらゆる面で試行錯誤を重ねる組織文化を5つの旧漁協から引き継ぎ、前へ進もうとしている。

(たぐち さつき)

## 浜を支える漁協女性部活動

### —第53回岩手県下漁協女性部郡別研修会に参加して—

研究員 亀岡 敏平

漁村における有意な取組みとして、漁村女性(主に男性漁業者の配偶者、女性漁業者)の活動に注目が集まるようになって久しい<sup>(注1)</sup>。そのような漁村女性による活動の多くは、沿岸漁協の女性部を基盤として行われている<sup>(注2)</sup>。今回は、「第53回岩手県下漁協女性部郡別研修会」(2016年1月)に参加して知ることができた岩手県の女性部活動について紹介したい。

#### 1 女性部による女性部のための研修会

郡別研修会は、女性部活動の活性化、女性部員同士の交流等を目的として年1回行われており、漁協女性部の県段階連合組織である岩手県漁協女性部連絡協議会が主催である(同協議会の事務局は岩手県信漁連に置かれている)。同研修会は、岩手県沿岸を北から九戸、下閉伊、上閉伊、気仙の4地区に分け、それぞれ1日ずつかけて実施されており、各地区とも100~200人程度の女性部員が参加する規模の大きな研修会となっている。

研修会の内容は、外部講師による講演と各地区から選ばれた女性部の活動実績発表であり、合間には女性部員による歌やダンスといったアトラクションの時間も設けられている。運営から構成に至るまで、女性部による女性部のためのものとして実施されている研修会だと言えよう。また、今年度は、LGL(ライフガードレディース)団体委嘱式(後述)もプログラムに盛り込まれていた。

今年で53回を数える伝統ある研修会であるが、東日本大震災による被災後3年間は開催

が見送られた。また、再開された昨年度は活動実績発表が行われなかったため、研修会の本格的な再開は今年度からとなった。組織基盤を脅かすほどの甚大な被害から5年間で本格的な再開に至ることができた背景には、女性部の屈強さ、部員間の強い連帯感があるように感じられる。

#### 2 多様かつ主体的な活動

##### —種市漁協川尻浜女性部の場合—

研修会では、女性部による活動実績発表として、各地区の女性部が日常的に実践している活動内容の紹介がなされた。ここでは、特に県北の洋野町にある種市漁協川尻浜女性部の活動を紹介する。

川尻浜女性部は、震災後の再編を経て、現在は56人からなる組織として活動している。主な活動内容は、①わかしお石鹸の普及、②海浜清掃、③殻付きウニの集荷・選別である。

①は、「きれいな海は浜の女性から」をコンセプトに、合成洗剤ではなく、天然油脂を使った「わかしお石鹸」の普及を目指す活動である。わかしお石鹸は、海洋環境に悪影響を与えないだけでなく、分解されて微生物のえさになるとされており、漁村の女性が日常的に行うことができる浜への貢献活動としてその使用普及が目指されている。女性部では、このわかしお石鹸の販売活動を行っており、関係商品の販売数を119(14年)から379(15年)に増やすなど着実に実績を上げている。

②は、海浜環境の維持を目的とした活動で

あり、年6～7回地元の川尻浜の清掃活動を行っている。

③は、川尻浜の主要な魚種の一つである殻付きウニの出荷のための陸上作業であり、女性部では、毎回2人体制で選別作業に従事している。漁業生産を下支えする重要な作業であり、女性部活動が地域漁業において不可欠なものであることを物語る活動であると言える。また、同地区では7月に「たねいちウニ祭り」が開催されており、その際も女性部が販売等で積極的に活躍している。

川尻浜女性部の活動実績発表からは、女性部全員で達成感を共有し合い、主体性を持って取り組んでいる様子が強く感じられた。今後は、未利用海藻の活用、浜料理の提案といった活動にも新たにに取り組む考えがあるとのことであり、女性部活動の一層の発展が期待される場所である。

### 3 海上保安部との協力関係

#### —ライフジャケットの着用推進に貢献—

今年度の研修会では、例年にはないプログラムとして、全地区においてLGL団体委嘱式が行われた。これは、地区所管の海上保安部が、女性部にライフガードレディース(ライフジャケットの着用推進員)の委嘱を行うというものである。

以前から、海上保安部の委嘱を受ける形で、

女性部は漁業者のライフジャケット着用推進に取り組んできた経緯がある。しかし、これまでの委嘱先は女性部員個人で、しかも全員ではなかったために、県下の全沿岸域をもれなく網羅する体制にはなっていないという問題があった。そこで今回からは、組織としての女性部を委嘱先とすることで、普及体制の整備が図られることとなった。委嘱式では、各女性部の代表者が海上保安部からライフジャケットと委嘱状を受け取る形で委嘱が行われた。

洋上での安全確保に向けて、漁協と各地の海上保安部が密接な協力関係を構築していることは広く知られているが、その重要な主体となっているのが漁協女性部であるという点は、見逃してはならない事実であろう。また、震災からの復興の進展と併せて、組織としての女性部が新たな委嘱先となり、推進体制が強化されたことも重要である。

### 4 活動の継続に向けて

以上、多様な内容を有し、主体的に行われている岩手県下の漁協女性部活動の一端を見てきた。岩手県においてみられる女性部活動は、しばしば取り上げられる起業事例のような派手さや経済的存在感のあるものではない。しかし、浜々の女性たちが協力し合いながら日常的に無理なく着実に行うことができるものであるからこそ、地域に根差して力強く持続する活動になっているのではないだろうか。組合活動の基盤の一つとして重要な地位を占める女性部活動が漁村においてどのような機能を果たすものであるのか、岩手県に限らず全国の事例に引き続き注目していきたい。

(かめおか こうへい)

(注1) 代表的な研究として、中道仁美編著(2008)『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版、関いずみ(2010)「持続する漁村を目指して—地域活性化の起爆剤としての漁村女性の起業活動—」『水産振興』44巻2号。

(注2) 15年4月1日時点で、全国には680の漁協女性部があり、部員数は40,102人となっている(全国漁業協同組合連合会HP参照)。

# 中国の第13次 5 年計画の内容と数値目標

主事研究員 王 雷軒

## 1 第13次 5 年計画の決定

中国は、1953年以来、基本的に5か年計画を策定し、経済・社会の政策目標としてきた。2016年から20年までの5か年計画である「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5か年計画綱要」は3月に閉幕した全人代(日本の国会に相当)で正式に採択された。この計画は向こう5年間の中国経済・社会の先行きを展望するだけでなく、中長期的に中国がどのように国づくりを行っていくかも明らかにしている。以下では、今回の決定内容や経済・社会の主要目標を紹介しておこう。

## 2 計画の内容と数値目標

同計画の全文は8万字で、20編、80章で構成されているが、第1編で16~20年の経済・社会を取り巻く環境、指導方針、主要目標、基本理念、政策運営の方針を示している。第2編~第20編は、イノベーションの促進、財政・金融等に関する制度の見直し、農業の近代化、産業構造の高度化、インターネットと既存産業の融合、インフラの整備、都市化の推進、バランスのとれた地域の発展、環境保全、一帯一路等の対外開放、貧困削減、社会保障の改善、民主法制の整備などの分野に関する具体的な決定内容を取り上げている。

また、同計画に盛り込まれている経済・社会の数値目標は第1表のとおりである。「経済成長」の分類では、向こう5年間の最低成長率が前年比6.5%と示されているほか、都市化率やサービス産業の対GDP比率などの数値目標も設定されている。これらの項目には、今後の成長を支えるポイントとして、戸籍制度の見直しなどによって農村住民を減らし、都

市に定住させるための都市建設とサービス業の成長促進に力点を置くというメッセージが込められている。

「イノベーション」では、研究開発投資の対GDP比率を2.5%に引き上げる数値目標が示されているほか、初めてインターネットの普及率の引上げも盛り込まれている。生産年齢人口が純減少に転じたことなどから、イノベーションを喚起し成長の新たなエンジンにするという習政権の意向が反映されている。また、広い国土を持つ中国では、こうした通信インフラの整備や拡充を通じて、通信販売の拡大による個人消費の増加につなげるという狙いもある。

「民生福祉」では、都市部バラック地区の住宅改造戸数、そして基本年金保険加入率の90%への引上げなどが示されているほか、新規項目として生産年齢人口の平均教育年数および農村貧困人口削減数が追加されている。このように弱い立場にある者が抱えている喫緊の課題の解決や国民の関心が高い社会保障分野の改善を通じて、経済成長の果実を国民が広く享受できるような社会をつくらうとしている。

最後の「資源環境」では、非化石エネルギーの対一次エネルギー比率の引上げや二酸化硫黄など主要汚染物質の削減などの数値目標が設定されているほか、新規指標として大気の質および地表水の質に関する数値目標が新たに追加された。また、注目に値するのは、資源環境に関する全ての指標がいずれも必ず達成しなければならない拘束力の強い目標であることである。このように、今後中国が環境改善に一層注力する姿勢が明確に示されており、国民の切実な声を反映した計画と言えよう。

**第1表 第13次5か年計画(16~20年)の経済社会発展の数値目標**

指標項目		15年実績	20年目標	年平均伸び <sup>6)</sup>	目標属性	
経済成長	(1) 名目GDP(兆元)	67.7	>92.7	>6.5%	予期性	
	(2) 一人当たり労働生産性(万元/人)	8.7	>12	>6.6%	予期性	
	(3) 都市化率	常住人口都市化率(%)	56.1	60	[3.9]	予期性
		戸籍人口都市化率(%)	39.9	45	[5.1]	予期性
	(4) GDPに占める第三次産業比率(%)	50.5	56	[5.5]	予期性	
イノベーション	(5) 研究開発投資の対GDP比(%)	2.1	2.5	[0.4]	予期性	
	(6) 特許保有件数(万人/件)	6.3	12	[5.7]	予期性	
	(7) 技術進歩による経済成長率への貢献度(%)	55.3	60	[4.7]	予期性	
	(8) インターネット普及率	固定ブロードバンド家庭普及率(%)	40	70	[30]	予期性
携帯電話ブロードバンドユーザー普及率(%)		57	85	[28]		
民生福祉	(9) 国民可処分所得の伸び率(%)	-	-	>6.5	予期性	
	(10) 生産年齢人口の平均教育年数(年)	10.23	10.8	[0.57]	約束性	
	(11) 都市部新規就業者数(万人)	-	-	[>5,000]	予期性	
	(12) 農村貧困人口削減数(万人)	-	-	[5,575]	約束性	
	(13) 基本年金保険加入率(%)	82	90	[8]	予期性	
	(14) 都市部バラック地区住宅改造戸数(万戸)	-	-	[2,000]	約束性	
	(15) 平均寿命延長年数(歳)	-	-	[1]	予期性	
資源環境	(16) 耕地保有面積(億ha)	1.24	1.24	[0]	約束性	
	(17) 建設用地の新規増加(万ha)	-	-	[<217]	約束性	
	(18) GDP1万元当たりの水利用量の削減率(%)	-	-	[23]	約束性	
	(19) GDP単位当たりのエネルギー利用量の削減率(%)	-	-	[15]	約束性	
	(20) 非化石エネルギーの対一次エネルギー比率(%)	12	15	[3]	約束性	
	(21) GDP単位当たりの二酸化炭素排出の削減率(%)	-	-	[18]	約束性	
	(22) 森林発展	森林カバー率(%)	21.66	23.04	[1.38]	約束性
		森林蓄積量(億m <sup>3</sup> )	151	165	[14]	
	(23) 大気の水質	地級市それ以上の都市の空気の水質の優良日の比率(%)	76.7	>80	-	約束性
		基準未達成都市のPM2.5の引下げ(%)	-	-	[18]	
(24) 地表水の水質	I~Ⅲ類の水の割合(%)	66	>70	-	約束性	
	劣Ⅴ類の水の割合(%)	9.7	<5	-		
(25) 主要汚染物排出量削減(%)	化学的酸素要求量	-	-	[10]	約束性	
	アンモニア性窒素	-	-	[10]		
	二酸化硫黄	-	-	[15]		
	窒素酸化物	-	-	[15]		

資料 「中華人民共和国国民経済・社会発展第13次5か年計画綱要」

(注) 1 約束性目標は必ず実現しなければならない拘束性の強い目標を指し、予期性目標は所期目標や達成目標であり、主として市場機能を重視し実現されるものである。

2 常住人口は調査時点に調査地域内の住居に6か月以上にわたって住んでいる人等を指す。

3 「」を付けているのは5年間の累計数である。

4 I~Ⅲ類の水は水質が良好か、また軽度汚染で生活飲用水レベル、Ⅳ~Ⅴ類の水は生活飲用水に適用せず、農業用水や景観用水に適用可能、劣Ⅴ類の水は基本的に水機能を喪失した水質で、農業用水や工業用水のいずれにおいても利用できない。

5 網かけは第13次5か年計画で追加された新規指標項目である。

の対GDP比の引上げという目標が未達だったことに見られるように、今回も非常に意欲的な計画ではあるが、これからの実施動向を注視する必要がある。

習政権が12年に発足して以来、改革を深化するための人事調整や政策策定が着実に進み、今回示された同計画の内容をしっかりと実行に移せば、中国は中所得の罅を克服するとともに、先進国入りの道筋が見えてくると思われる。

ただし、取り組むべき課題は多く、いずれも先送りできない難題であるため、同計画を進めるのは容易ではない。手が付けやすく、容易に実施できる対症療法だけでは逆に中国経済・社会の発展の持続可能性を低下させ、不安定化するリスクを高める可能性もある。また、中国の人口や経済の規模は大きく、構造改革に伴う痛みが国際経済にも大きな影響を及ぼすことも想定されるため、習政権の政策運営はさらに注目されよう。

### 3 着実な実行が求められる

以上、同計画の決定内容や数値目標を簡単に紹介してきた。しかし、第12次5か年計画の達成状況を確認してみると、研究開発投資

#### <参考文献>

・王雷軒(2015)「将来を見据えた経済・社会の基盤づくりが始まる中国」『金融市場』12月号

(おう らいけん)

# 協同組合の祖・大原幽学に学ぶ

## —農家存続に向けていま考えてみたい論点—

千葉農村地域文化研究所 飯塚里恵子

私たちは2015年10月17日に、大原幽学が晩年に農村指導にあたった長部(現千葉県旭市)で「千葉北総地域と暮らしと農のこれからを語り合おう—大原幽学の実践から学んで—」と題して、地域有志30人ほどの小さな勉強会をした。

その私たちの勉強会開催のひとつのきっかけにもなったのだが、昨年9月には改正農協法が公布された。今回の法「改正」は13年に安倍内閣下で設置された規制改革会議でのJA中央会不要論・全農株式会社化論等が大きく反映され、農業の市場競争主義に、より傾倒するものとなった。

今年も田植のシーズンを迎えたが、私の家の前に広がる田圃ではどこでも田仕事がされている。そんな農家の姿を見れば、農業の主体者はまず農家であるということをつくづく感じる。農協はこれまで、そんな農家のあり方を協同原理の基礎として支えてきたはずなのに、今回の農協改革ではそこがすっかりと骨抜きにされてしまったようで、私としては今回の一連の出来事が農協の協同原理を揺るがす大きな事件として感じられた。そういった想いも胸にあったため、いま改めて協同組合の祖ともされる大原幽学の現代的意味について本稿で考えてみたい。

### 1 農家を尊敬し、農家に愛された大原幽学

幽学といま改めて向き合ってみて、ここに特記しておきたいことはふたつある。ひとつは、幽学と農家とが築いた尋常ではない信頼

関係のあり方についてである。もうひとつは、幽学が自らの命を捨ててまで守ろうとしたのは一家総出で営む農家の暮らしであったということについてである。

幽学は、江戸時代末に関西地方の武家に生まれ、わけあって放浪の人となったと言われているが、彼は生涯の最後まで武士という人格を持ち続けた。幽学が生涯身につけていたという短刀には「難舎者義也(捨てがたきは義なり)」と自刻していたというが、その言葉を貫いて、義(人の正しい道)に生きようとした人だった。

幽学は同時に、北総地域各地の窮乏村の農家から絶大な支持を受けた極めて在地的実践的な農村指導者でもあった。その意味では、幽学の農村での生き方は武士を越えており、幽学はひとり人間として農家と向き合い続けた人だった。

幽学と農家とが築いた関係は尋常ではない。武士として生きた幽学が農家の心を掴んだのは、幽学が徹底して百姓と対話し続けたからだと思う。幽学は農家という生き方を、百姓という人を愛おしく感じていたに違いない。その愛情は上から見下ろすものではなく、農家とはこんなにも立派に生きている人間なのだとして尊敬するものだった。

さらに幽学は北総地域の風土を見つめて、そこからこの地にあった農業のあり方や技術とは何かを考え深めた。幽学は愛と尊敬の念をもって百姓とこの地の土に接したから、百姓は幽学を受け入れた。

幽学は農家だけを見つめて、そして長部の土地と農の営みだけを見つめて、その幸せと豊かな展開をのみ望んだ。現在をのみではなく、未来の幸せをも本気で望んだ。そのために全身全霊をかけて現在の農家の暮らしと農のあり方を改善することが、幽学にとっての生き方だった。

当時の幽学の取り組みは、最終的には幕府に弾圧され、再び村にもどった幽学は取り組みを再開することなく、失意のなかで自害を選んだ。幽学が何より残念だったのは、幕府から嫌疑を受けたことではなく、親愛する農家との歩みを絶たれたことだった。

## 2 家族で営む農業だからこそ未来がある

幽学が長部の農家と共に実行した取り組みには、最も有名な先祖株組合や谷津田の耕地整理、そして集落の各家の移転整備などがある。いまから見ても大事業である。さらには、前の晩に次の日の作業予定等を家族で話し合う宵相談や、その基礎となる農事予定表の作成、各家の子供が他家で数年を過ごす換子教育、食器などの日用品の共同購入や、もち米の高価だったときにうるち米を工夫して美味しく食べる方法を考案した性学餅などが知られている。

これだけのことを、長部では農村がまとまり納得して本当に行なったのだ。そしてその取り組みや心は、150年以上が経ったいまでも語り継がれ、引き継がれているものもある。その理由は、当時の北総地域が利根川舟運で江戸や全国とつながり経済的・社会的に最も輝いた時代に、一方でそうした商品経済社会に圧迫された農家の窮地があったということは確かである。しかし、それだけではなかった

だろう。幽学の語りには打ちひしがれた農家の心を動かす夢があった。そして、その夢の多くは、幽学が思いつきで語ったのではなく、実際に農家がそうしたいと考えていたことや、先進農家がすでに行なっていたことを、幽学がしっかりと着目して意味づけたものだった。

長部の農家に指導を乞われ招かれた幽学は、そこで貧しさのなかに荒んでしまった農家の現状を見て嘆いた一方で、素晴らしいと感じる農家の姿をもきくと多く目にしたのだった。そしてそんな農家のために自分が役立ちたいと考えた。だから幽学はそれまでの放浪生活から長部の地に足を着けようとした。

幽学の指導の目標は、農家(農業を営む家族)が真面目に生きることであり、その真面目な農家が暮らし続けることのできる農村を築くことにあった。つまりそれは家族単位で営む農業を守るということであり、小農の営みを守るということであった。

そして、それをより教訓的に言えば、親や先人を敬い、子の未来を拓くことだった。だから農事予定は先人の知恵に学び、換子教育に現われたように子のしつけにも力をいれた。ひとつひとつの実践には、農家自らの真剣な暮らしの論理が込められている。農家とは実に真面目で勤勉な存在であり、実践を成し遂げる主体なのだ。幽学はこういう農家という存在を愛し、全てを捧げた。

現代に立ち返って、農村を見渡してみれば、いままさにこの農家が農業を続けられなくなってきているということをひしひしと感じる。しかし私たちは、だからといって諦めるわけにはいかない。いまこそ私たちは農家に学び、農村で共に生きていくべきだと思うのである。

(いづか りえこ)

## 農林金融2016年4月号

## TPPと食品安全性

(清水徹朗)

TPPは米国主導の協定であり、TPPによって食品安全性が損なわれる懸念がある。政府は合意されたTPP協定によって食品安全性が損なわれることはなく遺伝子組み換え表示制度も変更されることはないと説明しているが、TPP協定には各種委員会を通じて米国企業が日本の制度改革に関与する仕組みが組み込まれており、TPPが発効すれば食品安全性に関する制度改革が求められる可能性がある。

TPPはグローバルに活動する企業の利益確保を目的にした協定であり、米国内でも批判を受けており、日本でも十分な国民的理解と国会審議が必要である。日本農業は、成長ホルモンや遺伝子組み換えを多用した米国型農業を目指すべきではなく、環境保全や食品安全性を重視し多様な担い手が共存できるような農業を目指すべきである。

## 米輸入の動向と展望

(藤野信之)

TPPが2016年2月の参加12か国の署名で最終合意された。米の対米・豪SBS国別輸入枠等に関する合意は、政府の生産額・量予想では影響なしとされているが、日本の米需給に何らかの影響を与える可能性があると考えらるべきであろう。

対米・豪SBS国別枠は、より落札されやすいように運用変更が約束させられている。SBSの運用変更は、既存MA米のSBSにも適用される予定である。

国内対策として、新規TPP輸入米に見合う量の国内産米を政府が買上げしたとしても、その数量分の輸入米が外食・中食業者の米需要を満たし、業務用需要米の価格の低下圧力となろう。

さらに、日本は発効7年後に、米国、豪州等の要請があれば、市場アクセスを増やす観点からの関税等の再協議を義務付けられている。

## 農林金融2016年5月号

## 地方財政改革の課題

(堀内芳彦)

政府は、臨時財政対策債の累増や公共施設の大量更新問題などの将来的なリスクを抱えている地方財政の更なる改革として、公的サービスの産業化、イノベーションにより公的サービスの効率化と質の向上を図るため、地方財政を「見える化」したうえで、トップランナー方式による成果主義重視の姿勢で改革を進めようとしている。また、地方創生政策の事業費の配分等にもそうした姿勢がみられる。

これまでの関連する政策の実績をみると、公的サービスの質の向上や効率化につながらないケースも散見され、平成の合併で問題点となったように、効率化のしわ寄せが特に条件不利地などの弱者に及ぶ懸念がある。こうした懸念を払拭して地方財政改革と地方創生を実現していくために、今まさに、地域コミュニティの住民自治とそれを基盤とする各自治体の自治の力が問われている。

## 移住促進政策の変遷と課題

(多田忠義)

わが国の人口は特定の地域への集中が続く一方、移住を検討する人や移住促進政策を利用して移住した人は増加傾向にある。こうした人口移動をめぐる構造変化の兆しは、社会経済的環境の変化や移住促進政策の強化によってもたらされたと考えられる。

この変化の兆しのなか、国の総合戦略では移住にかかる基本目標を設定したが、都道府県版総合戦略では地域の実態に応じ、多様な数値目標や重要業績評価指標(KPI)の設定が確認できた。

06年から移住支援に取り組み、移住者が増加している鳥取県鳥取市の事例を踏まえ、移住促進政策の課題を検討すると、KPIの設定により、移住者獲得をめぐる競争激化や移住者の定着失敗につながりかねない懸念があることを指摘できる。

## 農林金融2016年4月号

(情勢)

### フィンテックとは何か、なぜ注目されるのか (高島 浩)

フィンテックが、日本においても注目されるようになってきた。

フィンテックとは何か、なぜ注目されるのかといった点や、欧米諸国においてどのように進展してきたかについて考察を行っている。

また、フィンテックの進展が、金融機関にとってどのような意味を持つのかを、欧米金融機関の対抗策を紹介しつつ考察を行った。

日本においても、金融庁ほか金融サービスの高度化を目的に推進を開始しているが、日本の置かれた状況は異なっている。日本の状況がどのように異なるのか、および今後の進展の方向性について述べたうえで、国内金融機関の取組みを紹介し、今後金融機関がこれにどう対応するかについての考察を行った。

## 農林金融2016年5月号

〈シンポジウムの記録〉

### これからの農業・農山村の未来を どう展望するか

2016年1月30日、農林中央金庫が一橋大学に開設する寄附講義「自然資源経済論」プロジェクトの一環として、市民公開シンポジウム「これからの農業・農山村の未来をどう展望するか」が開催された。

基調講演は、島根県中山間地域研究センター・島根県立大学連携大学院の藤山浩教授、韓国・忠南研究院の具滋仁責任研究員、農林中金総合研究所の石田信隆客員研究員の3氏が行った。その後、プロジェクト代表の寺西俊一特任教授の司会・進行により、基調講演の3氏にプロジェクト事務局の山下英俊准教授を加えてパネル討論が実施された。

本記録は、以上のシンポジウムの概要を農林中金総合研究所の責任で取りまとめたものである。

## 金融市場

### 2016年4月号

潮流 金融抑圧の進行

情勢判断

- 1 2016年度も進めぬ「企業から家計へ」の所得還流
- 2 2015~17年度改訂経済見通し(2次QE後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 金融市場の混乱は収まったが、3月利上げは見送り
- 2 限界に近づくユーロ圏の金融政策
- 3 金融緩和を再開した中国
- 4 ドル安に伴う資金流入で持ち直し傾向の新興・資源国市場

今月の焦点

全人代の報告からみる2016年の中国経済

分析レポート

地域別にみた求人倍率の最新動向

海外の話題

ニューヨークの肉食事情

### 2016年5月号

潮流 いま必要な経済・金融政策は何か

情勢判断

円高圧力に晒される国内経済・物価

情勢判断(海外経済金融)

- 1 まだら模様が続く米国経済
- 2 ユーロ圏のマイナス金利と銀行貸出
- 3 不動産市況の持ち直しに下支えされた中国経済
- 4 資金流入続くも先行き不透明な新興・資源国経済

今月の焦点

再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況(3)

分析レポート

人にやさしい金融機関をめざして

海外の話題

食の輸出の最前線シンガポールで感じること

## 循環型林業に貢献できるように

株式会社サイプレス・スナダヤ 代表取締役 砂田和之

我が国の林業、木材業を取り巻く環境は、問題点と明るい可能性を持ち合わせていると考えられます。

第二次大戦後に植林された森林が今日十分伐採可能な立木として成長し、その蓄積量は40数億立方メートルと膨大な量となり、また我が国の国土に対する森林率は約70%と世界的にも有数の森林国となっています。その森林の成長量は年間1億立方メートル近くあり、国内で使用する全木材量を大きく上回っています。それらの木材は主に木造住宅の構造用材や製紙用原料として用いられますが、主力の住宅着工に大きな伸びが考えられづらい環境の中で、どのようにして成長する森林を有効に活用してゆくか、また変化する住宅の建築様式や海外輸入木材製品との品質および価格競争にどのようにして対応してゆくかが大きな問題となっています。

弊社はもともと北米輸入材の製材メーカーでしたが、7年ほど前より国産桧原木の製材および構造用集成材を生産販売するようになりました。地元愛媛県が全国的にも桧の産地であることや、これまで木造住宅構造材の主力として使われて来ていた輸入材に替わり、成長する国産材で木造住宅構造材を安定供給してゆきたいとの思いでした。

これまで国産の桧、杉原木は市況相場によって価格が大きく左右されることから、価格が下落した場合、山林出荷者が出荷を嫌いそのため伐採を減少させ、その後また価格が暴騰するといった繰り返しの歴史の中で、商品として安定供給がなされず、結果として需要

を失ってゆくという状況になっています。

以上のような国産材の状況下において、弊社は平成29年3月末完成を目指して、国産桧原木を大量に取り扱う製材工場と集成材工場の建設を本年5月から着工します。原木を山から直接弊社工場へ搬入し、これまで比較的価値の低かった小径木や曲がり材などの原木全般を効率よく製材できる欧州型の最新鋭工場です。そこから製材された木材を住宅用構造材の柱、梁、土台等の構造用集成材の原料として活用し、住宅建設に広く安定供給を図ってゆきたいと考えています。

また戸建て住宅のみならず、現在政府が強く力を注いで普及に努めている、次代の木質建材であるCLTの生産にも注力してゆきます。

CLTは木材を交互に縦と横に積層した大きなパネル状の製品で、強度や断熱性にも大変優れた性質を持ち、木材で3階建て以上の建設も可能であり、大型の建築物にも使用されることが期待されている、大きな可能性を持った木質建材です。

市場に国産材を受け入れてもらうためには、まず安定供給です。安定供給とは価格・品質・数量・納期の安定であり、これらの要素が実現できるよう、また新工場でのコストダウンによって、原料である原木に対して価値を還元できることを目指します。これまで大切に森林を育ててきた林家の方々にも再造林意欲を持ってもらうことができるように、林業に対して少しでも貢献でき、夢が持てる新工場にしてゆきたいと思います。

(すなだ かずゆき)

**農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>**

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

**本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。**

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所  
FAX 03-3233-7791  
Eメール itazaki@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

---

農中総研 調査と情報 | 2016年5月号 (第54号)

---

編集・発行 **農林中金総合研究所**  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12  
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791  
URL:<http://www.nochuri.co.jp>  
E-mail:[itazaki@nochuri.co.jp](mailto:itazaki@nochuri.co.jp)